

新潟市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 10 号

新潟市附属機関設置条例の一部を改正する条例

新潟市附属機関設置条例（昭和 35 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

「

新潟市いじめ防止対策等専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（第 3 項において「法」という。）第 14 条第 3 項の対策に関して必要な事項を調査審議すること。2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、教育委員会に建議すること。3 教育委員会の諮問に応じ、新潟市立学校における法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事案に関して必要な事項を調査審議すること。
------------------	---

を

「

新潟市いじめ防止対策等専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の対策に関して必要な事項を調査審議すること。2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、教育委員会に建議すること。
------------------	---

に

新潟市重大事態調査第三者委員会	教育委員会の諮問に応じ、新潟市立学校におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事案に関して必要な事項を調査審議すること。
-----------------	--

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。